

5月号 (536号)

A社は、医薬品の開発や製造を行う企業である。2022年頃、A社は、ラットやマウスを使った動物実験の結果、「甲」という物質が動物の腸内の一定の環境下(このような環境を「 $\alpha$ 」とする)で健康に役立つ働きをすることを発見し、この成果を公表した。

B社は、ペットフードやペット用品を製造、販売する企業である。近年、ペットの健康に対する飼い主の関心が高まっていることに注目し、B社はペット用サプリメントのシリーズを展開することを決め、そのうちの1つとして甲成分を含んだ犬用のサプリメントを販売することにした。このサプリメントに使用するため、B社はA社との間で、2024年1月、甲成分を含有する製剤甲を1トン1億円で購入する旨の契約書を交わした。なお、契約交渉の過程で、B社が犬用サプリメントの販売計画をA社に説明していた一方、A社は甲が犬に効くかは分からないという態度を取っていた。

B社は、「愛犬の腸の健康維持に!」というウェブ広告を作成する等、サプリメント販売の準備を進めていたが、並行して実験や調査を行った結果、大多数の犬の腸内環境は $\alpha$ の状態にはなく、当該サプリメントが役に立たないことが判明した。そこでB社は、当該サプリメントの販売を取りやめることにして、2024年5月に、A社に対して製剤甲の売買契約を錯誤により取り消すと連絡した。B社による取消しは認められるだろうか。

#### 4 月号 (535 号)

A (85 歳) は認知症により物事の判断能力が著しく低くなってしまったため、A の子 B が保佐開始の申立てをし、2023 年 4 月 11 日、家庭裁判所の審判にもとづいて A につき保佐が開始した。保佐人には、B の知り合いの弁護士 C が選任された。

ところで、A は、〇〇県××町に別荘 (甲不動産) を所有しているが、数年前から体調がすぐれず別荘に滞在することもなくなっていた。別荘の手入れや固定資産税を負担に感じていた A は、配偶者 D と相談の上、亡くなった親友の子 E に甲不動産を譲りたいと考えた。E に対して甲不動産を無償で譲り渡したい旨を連絡したところ、E が快諾したことから、2023 年 7 月 19 日に、A は甲不動産を E に引き渡し、登記も移転した。このとき、A は、B および C に対して相談や連絡をしていなかった。

〇〇県××町は、近年外国人観光客に人気のスポットで、不動産の需要が高く、E のもとにも外国人向けの不動産業者 F がやってきて、甲不動産を売却しないかと持ちかけた。悩んだ E が A に相談したところ、A は「高額で売れるなら売ってしまってもよいのではないか」と E にアドバイスした。そこで、2024 年 1 月 22 日、E は F に対して甲不動産を 2800 万円で売却し、引渡しと移転登記を済ませて代金を受領した。

後日このことを聞いた B は、甲不動産を相続できると期待していたことから残念に思い、C に相談した。C は、B の意向を忖度し、直ちに AE 間の甲不動産の贈与契約を取り消し、F に対して甲不動産を A に返還するよう求めた。C の主張は認められるか。